

【参考資料】

朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p align="center"><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第2項に関する規定については、昭和34年1月1日から適用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があ</p>	<p align="center"><u>附 則</u></p>

るときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けられることができる者に対しては、これを受けられる期間、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けられることができる額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けられることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金の差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前条の規定により市が支給した額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

議案第34号新旧対照表

	(施行期日)
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第2項に関する規定については、昭和34年1月1日から適用する。</p>	
<p>(被保険者資格の特例)</p>	
<p>2 従前の朝霞市国民健康保険条例(昭和30年朝霞市条例第11号)第5条第5号に掲げる者の被保険者資格に関しては、昭和34年3月31日までの間は法第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	

